

史料紹介・上杉憲忠文書集

—山内上杉氏文書集 4—

黒田基樹

はしがき

本文書集は、「山内上杉氏文書集」4として、上杉顕定の二代前にあたる上杉憲忠の発給文書・受給文書を集成し、編年順に配列したものである。ここでは上杉憲忠の発給文書七点、受給文書二九点、計三六点を集成し、その他、家臣の奉書・副状および隠居後の憲実（憲忠の父）の発給・受給文書など二二点を参考文書としてあわせて収録した。

収録にあたっては、前回までと同じく、文書ごとに通番を付し、発給文書については宛名と文書形式によって示し、受給文書については発給者と文書形式によって示した。また出典史料名については一般的な史料名を採用した。翻刻形式についても、一般的な史料集に準じることを取り、注記については人名・年代など、必要最小限のものにとどめた。

なお一部の文書については、写真版による確認をとれていないものがある。今後それらの確認作業をすすめていく必要があるが、ここでは現時点での作業成果としてまとめておくことにしたい。これによって、室町・戦国初期の関東上杉氏研究の進展に、多少とも寄与することができれば幸いである。

1 千葉胤将書状（円覚寺文書）

就円覚寺々領下総国印西両郷并上総国所々事、先度来迎寺帰寺之時、具承候キ、重而委曲示給候、仍而代官等為臨時之課役違乱之条、驚存候、堅致折檻候訖、曾以彼寺領等事、無疎略之儀候、此趣定寺家之代官可被申候乎、恐々謹言、

(文安四年) 壬二月十九日 (千葉) 平胤将（花押）

謹上山内殿御宿所

参考1 広沢安芸守宛長尾実忠披露状（上杉文書）

豆州平井郷御恩之地之事、縦雖私領候、御意之上者不可申是非候哉、況土貢以可相当之地於為替代与下給候者、可畏入候、以此旨可預御披露候、恐々謹言、

(文安四年)
八月十七日

(長尾)
大炊助実忠(花押)

謹上 広沢安芸守殿

参考2 上杉安房入道宛細川勝元書状(喜連川文書)

(懸紙上書)

「謹上 上杉安房入道殿 右京大夫勝元」

就御両所様御在鎌倉事、御注進之趣承候了、其段可意得申候事候、期後信候之間、令省略候、恐々謹言、

(文安四年力) (細川)
九月五日 右京大夫勝元(花押)

謹上 上杉安房入道殿

参考3 上杉長棟書状(上杉文書)

いつの国平井郷の事、えいたひ御れう所にまいらせ候、長棟子々孫々におき候て、いらむさまたけ申もの候ハ、身のいせき一ふんもちきやうすへからず候、又御いちこののちにて、いつれのものに御ゆつり候はんとも、御はからいたるへく候、ゆめ々他人のさまたけあるましく候、あなかしく、

文安四年九月十八日 ちやう棟(花押)

申させ給へ

参考4 上杉長棟書状(上杉文書)

おつて申まいらせ候、いつの国平井郷の事ハ、なかおのはわきのかみ長棟かやうふのりもとのかたより、おんにゑてもち候を、そのこおほいのすけさうさくして候を、こんと御れう所にまいらせ候へくとて、れう所のうち平井よりまさりて候所を、おほいのすけかたへかわりにたて候てまいらせ候、返々永代まいらせおき候うゑハ、ともかくも御はからいたるへく候、返々しんるいにて、子孫にて、かのところにワつらひ申もの候ハ、身にたいし候てふけう・ふきのものたるへく候、あなかしく、

(文安四年)
九月十八日 ちやう棟(花押)

申させ給へ

参考5 判門田壺岐入道宛上杉長棟披露状写(上杉文書)

就愚息^(上杉憲忠)右京亮帰参之事、被成下候御教書下給候、雖父子之段勿論候、彼者之事令義絶候間、謹奉返進候、此旨可致披露候、謹言、

自豆州狩野

(文安四年) (上杉憲実)
十月十一日 長棟
判門田^(祐元)老岐入道殿

参考6 法亨侍者宛上杉長棟書状(上杉文書)

(端裏)
「(切封墨引)」

為以後候之間、用旧時之判形候、

愚老出家以来、自丹州漢部村陪堂料年々百貫文令受納候、其内二十貫文自当年之年貢令付与了、仍愚老在俗時、彼漢部村年貢之内、秀晟・法亨・周岱三禪人二各々三十貫文充、畢竟九十貫文令讓与、于今受用候歟、今度付与之二十貫文相加而五十貫文、為衣服之料、其之一期之間、不論風水旱之損亡、毎年無懈怠可有受納候、将又彼代官定而可致無沙汰候之間、請取土貢相当下地可有所務候、若背此旨輩候者、对愚老可為不義之第一候、恐々不宣、

十二月廿八日 (上杉憲実)
長棟(花押)

法亨侍者

*上杉憲実発給文書のため、ここに収録する。

2 白田道珍等連署起請文案(白田文書)

当方御遺跡事、当殿様御出候上者、以御内方一味同心之儀、可致忠節候、若就佐竹^(美定)六郎殿御出張、自豆州入道殿様、縦雖有御調法之儀、对申 当殿様、御後暗心中不可有之候、若此条偽申候者 伊勢天照大神宮・八幡大菩薩可罷御罰各候、仍祈請文如件、

文安四年十一月七日	白田二郎左衛門入道道珍
	同白田但馬入道勝善
	同大炊助安重
	同左京亮時信
文安四年十一月七日、 ^(景仲) 長尾殿よ	同周防守光遠
りあんもん出され候、	同宮内左衛門尉安信
文安	同三郎四郎光兼

3 土岐某書状写(相州文書鎌倉郡)

於御屋形御元腹、被歎思召、相州之内飯泉・小泉御分地之御事、稀有之至、重々賀奉存候、為御祝儀如此御座候、以上、

(文安五年力)
五月九日 土岐左 []
上杉右京亮殿

参考7 円覚寺事書(円覚寺文書)

事書条々(文安五ノ五・十)

- 一、寺領所々遠近百姓等、依官方契約、於寺家不法、若強有契約輩者、被注申名字者、可有殊沙汰焉、
- 一、寺家門前官家者居住、可有停止事矣、
- 一、寺中俗方夜宿事焉、
- 一、諸庄園給主納、未進事者、雖年記未滿、可被改易事矣、
- 一、寺領所々百姓等未進事者、殊可有罪科事焉、
- 一、於寺領分名主職 [] 取上彼下地、可被付別人事矣、
- 一、諸庄園庄主職事、不可有許容官方并東堂及西堂吹嘘、且撰器用、隋寺功、以評議可被定之焉、
- 一、於寺中帶兵具、有致狼藉輩者、於其身者召出之、可有殊沙汰、至寮坊主者可被出院之、寺官等固可致糺明之、若猶令隱蜜者、可為同罪也矣、
- 一、東西兩班并小名字事、兼日被定法訖、但至御奉以前、兩班逐日数可被定之、御奉外者敢不可用之焉、

已上、

*紙継目に力石右詮の裏花押あり。

参考8 大蔵坊宛長尾昌賢書状(内山文書)

定過書事、(上杉憲実)入道殿御時^{有御落居}、(上杉清方)武庫様御成敗之御判出帶之上者、以不可有相違候哉、被成御判候、目出度候、恐々謹言、

「文安五戊辰年」

五月廿一日 (長尾景仲)昌賢(花押)
上州年行事大蔵坊

参考9 円覚寺規式(円覚寺文書)

円覚寺規式条々

- 一、兩班日数事、
雖可為四節、自寺家被申之上者、可為五十日矣、
□、侍者事、
可為三十日焉、
一、不動禪客、任焼香侍者事、
於向後者可令停止之矣、
一、不動焼香侍者、任藏主事、
子細同前、
一、御挙以下官方吹挙等事、
被停止之上者、東堂并西堂吹挙、不可用之焉、
一、依寺功登庸事、
於官錢者雖被免之、至日限者不可背彼規矣、
右条々、堅可被守此法、敢不可有違犯之状、如件、
文安五年五月廿四日

*紙繼目に力石右詮の裏花押あり。

4 千葉胤将書状（円覚寺文書）

円覚寺領上総・下総兩國所々百姓等、依方々契約、年貢以下難渋之由承候、堅可加
成敗候、不可有疎略之儀候、恐々謹言、

(文安五年力) 六月五日 (千葉) 平胤将（花押）

謹上山内殿御宿所

参考10 寺尾若狭入道宛奉行人連署奉書（三島神社文書）

伊豆国白浜村事、三島宮大歳役動難渋云々、太不可然、所詮嚴蜜加催促、可被全神
役之由候也、仍執達如件、

文安五年九月廿七日 (力石右詮) 右馬允（花押）
(長尾景仲) 沙弥（花押）

(憲明)
寺尾若狭入道殿

5 細川勝元奉書（覺園寺文書）

泉涌寺雜掌申、末寺相模国覺園寺領同国毛利庄妻田・荻野兩郷并上総國小蓋・八坂

兩村・下野国金剛教王寺・同寺領等事、可沙汰付雜掌之旨、可被成敗之由、所被仰下也、仍執達如件、

文安五年十一月廿一日 (細川勝元) 右京大夫 (花押)

上杉右京亮殿

6 細川勝元披露状案 (足利將軍御内書并奉書留)

就御官位事御懇蒙仰候、畏入候、抑御馬一疋〈々々、々々〉拝領仕候、祝着畏存候、仍御太刀一腰・段子二端令進覽候、以此旨可有御披露候、恐々、

(文安五年カ)
十二月五日

謹上 上杉右京亮殿

7 細川勝元奉書 (鹿王院文書)

鹿王院雜掌申、武藏国豊島郡赤塚郷用水事、庄加賀入道善寿構新儀、号井料就及違乱、直施行之趣、案文令到来畢、雖然尚未休云々、甚無謂、嚴密止其妨、可被全寺家所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

文安六年三月九日 (細川勝元) 右京大夫 (花押)

上杉右京亮殿

8 円覚寺長老宛奉書寄進状 (円覚寺文書)

(寄)
□進 円覚寺

武藏国比企郡竹沢郷内西方・同浄金子民部作分之九段田・篠田并寺門坊作分等事、

(右、任)
□□藤田美作守宗員後家号紀春申請之旨、所令寄附之状、依仰執達如件、

文安六年六月十九日 右京亮 (花押 1)

当寺長老

9 八幡宮神主宛奉書写 (鶴岡八幡宮神主大伴系譜)

就天変地震等事、所被成下宣旨也、按文如是、近日殊可被致御祈祷精誠之状、依仰執達如件、

文安六年八月十二日 右京亮 (花押)

八幡宮神主殿

*本文書の花押形は、他の憲忠のものとは異なっている。

10 細川勝元カ奉書案（足利將軍御内書并奉書留）

愛甲庄事、可被仰付半門田^(祐元)壱岐入道由、仍度々被成御教書候之處、于今延引、不可然候、殊此在所之事者、異于他儀候間、不可比類自余之地候、然者不日可被沙汰付之由、被仰出候、恐々、

宝徳元

八月廿七日 牢人

上杉右京亮殿

上杉^(顯房)三郎殿

11 畠山徳本披露状（喜連川文書）

御官位宣下、御祝着通仰之旨、披露仕候之處、誠目出被思食候、具御申御悦喜之由、可申之旨、被仰出候、此段可有御披露候、恐々謹言、

^(宝徳元年) 九月十一日 ^(畠山持国) 徳本（花押）

上杉右京亮殿

12 某宛奉書下知状案（上杉文書）

和泉・河内兩國鍛鑄物師等申商売職之事、於關東所被制止新業族也、早任相伝之証文、本座之輩弥可全都鄙売買之状、依被仰下知如件、

宝徳元年閏十月十四日 右京亮

13 畠山徳本奉書下知状案（上杉文書）

和泉・河内兩國鍛鑄物師等申商売職之事、於都鄙之間、被制禁新業之輩之處、至關東辺有其業云々、太無謂、向後弥被停止彼族訖、早任証文已下之旨、可專本座商業之由、所被仰下也、仍下知如件、

宝徳二年四月廿九日 ^(畠山持国) 沙弥

上杉右京亮殿

参考11 長尾景仲裏判小野寺朝通申状（小野寺文書）

小野寺中務大輔朝通口

- 一、下野国小野寺保七ヶ村并佐野庄小中・堀籠兩郷、古江・青柳兩郷、
一、足利庄鶉木郷太平方、同庄之内田島村徳心寺分、同庄稲岡郷山名方、同庄西庭分、同庄芳志塚、同庄泉郷等事、

右、於彼地者、為朝通本領跡お所給也、然者早令知行、弥為抽忠節、恐々言上、

宝徳貳年五月三日

*長尾景仲の裏花押あり。

参考12 某憲泰カ裏判小野寺朝通申状（小野寺文書）

小野寺中務少輔朝通申

- 一、下野国都賀郡之内小野寺保七ヶ村、
- 一、同国牧野庄貳郷十ヶ村等之事、
- 一、同国佐野庄之内小中郷・堀籠郷、
同庄古江郷・青柳郷・并淵郷・三谷郷等、
- 一、同国足利庄河崎郷田島村之内徳応寺分、
同庄之内鶴木郷太平方・同芳志塚庶子分共ニ、
同庄之内西庭郷庶子分・諸給分共ニ、

右、於彼地者、朝通為譜代本領間、所々注申所也、然下給還補御証判、早令知行下地、弥可抽忠節候、仍謹言上、

宝徳貳年五月三日

(裏書)「其段令披露之了、(某憲泰カ)（花押）」

14 畠山徳本奉書案（上杉文書）

関東忝劇事、未属無為云々、太不可然、所詮不日令帰住鎌倉、可被致無為之談合之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳二年七月十日 (畠山持国) 沙弥

上杉右京亮殿

15 畠山徳本奉書（喜連川文書）

(懸紙上書)「□□右京亮殿 沙弥[]」

関東事先度被仰之□、忝劇未休云々、太無謂、早令還参、各可被致無為計略由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳二年七月十二日 (畠山持国) 沙弥（花押）

上杉右京亮殿

16 本間遠江入道宛披露状（喜連川文書）

（懸紙上書）

（憲忠）

「謹上 本間遠江入道殿 右京亮□□」

就西御門江御移、嚴重仁被成下御内書候、上意之至、誠以忝畏入存候、如被仰下候、尤弥不存余儀、及不慮之催促候共、淵底可得上裁候、以此旨可預御披露候、恐々謹言、

（宝徳二年）

八月七日 右京亮憲忠（花押2）

謹上 本間遠江入道殿

17 畠山徳本奉書写（松雲寺文書）

醍醐地藏院領相模国武・林四箇村事、一色伊予守強入部云々、太無謂、不日退彼輩、可被沙汰付判門田壺岐入道祐元之旨、可被成敗之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳二年十月十一日 （畠山持国）
沙弥在判

上杉右京亮殿

18 畠山徳本書状案（上杉文書）

職之事、雖^{（辭）}静申候、堅被仰出候間、応 上意候、隨而太刀一腰助保・鳥目五千疋送給候、為悦候、濟々御煩之儀、誠以不知所謝候、仍長刀一枝貞俊・刀一腰〈近景／金具足〉令進之候、誠表祝儀計候、尚々御懇承候、曾雖不始事候、令祝着候、巨細重可申候、恐々謹言、

（宝徳二年カ）

十一月廿二日 （畠山持国）
沙弥徳本

謹上 上杉右京亮殿

参考13 懷玉軒宛畠山徳本披露状案（上杉文書）

就結城^{（成朝）}七郎事、先度被成 御教書候之处、未事行候之旨、上杉右京亮方注進候、如何体子細候哉、自其堅可被仰候之旨、可有披露候、恐惶敬白、

（宝徳二年カ）

十二月九日 （畠山持国）
徳本

（中佐）
懷玉軒

侍衣禪師

19 佐々木久頼書状案（上杉文書）

知行分相州長尾郷事、自先年下地於判門田方仁預置之、^{（祐元）}当知行無相違候之处、自去年^{（持助）}築田中務丞方押領候、言語道断次第候、可被返渡之由、預御成敗候者恐悦候、尚々

巨細自判門田方可被申候之間、省略仕候、令期後信候、恐々謹言、

(宝徳二年カ)
十二月十一日 近江守久頼在判

謹上 上杉右京亮殿

20 懷玉軒中佐書状案（上杉文書）

就結城七郎身上之事、(成朝)上意嚴重被仰出候、以前既被成御教書処々候了、送数月、未被開封条、如何次第哉、上意之趣、於以後可為同前候、然者早々出仕以下之事、可有申沙汰候、兼又左衛門督之状如此候、為御披見進之候、此等之子細以急便可被申候、恐々謹言、

(宝徳二年カ)
十二月十三日 中佐

上杉右京亮殿

参考14 長尾但馬守宛上杉房顕披露状写（上杉文書）

御馬一疋〈月毛／印雀〉引給候、祝着仕候、仍太刀一腰正吉・香合一推紅・盆一推朱進上仕候、時宜委細自判門田(祐元)壹岐入道方可申候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

(宝徳二年カ) (上杉)
十二月十五日 藤原房顕

謹上 (実景)長尾但馬守殿

参考15 判門田壹岐入道宛上杉房顕披露状写（上杉文書）

就丹州八田村之事、自豆州下給候御書案文副進之、於身雖不存等閑之儀候、此上者重而不及是非申候間、知行可仕候、此段巨細如存知、御屋形様へ可被申候、恐々謹言、

(宝徳二年カ) (上杉)
十二月十七日 房顕在判

判門田(祐元)壹岐入道殿

21 畠山徳本披露状（喜連川文書）

以徳荷西堂条々仰之趣、具披露仕候、

一、御昇進御上階事、既被進口 宣候、目出候、

一、綸旨事、披露仕候之处、追而可被仰出之由候、

一、足利庄以下、同京家領知事、委細御申之趣、尤御本意候、重而被仰出之由候、

此条々、可然之様、可有御披露候、恐々謹言、

(宝徳三年) (畠山持国)
二月廿九日 徳本（花押）

上杉右京亮殿

参考16 力石宛休畊庵広厳寺領注文（報国寺文書）

（前欠）

- ^(一)□、越後州頸城郡吉野郷
 - ^(一)□、常陸州信田庄青谷戸郷
 - ^(一)□、上野州大室内蛭沼郷
 - 一、武蔵州埴西郡柏間本郷
 - 一、相模州山内庄那瀬村
 - 一、同州一宮郷 不知行
 - 一、同州深沢郷常葉村大豆谷
 - 一、同州愛甲保七沢村在^(家)□半宇
 - 一、同州同保小野郷在家一字
 - 一、同州同保舟子郷在家一字
 - 一、伊豆州山城内末寺香山寺分
 - 一、下総州山川庄駒城末寺普門寺分
- 右、十二ヶ所注文如件、
宝徳三年（辛未）三月廿七日 広厳（花押）
進上 御奉行力石殿 休畊庵

22 地蔵院門跡義脂書状案（上杉文書）

当門跡領相州四箇村代官職事、早速被沙汰付判門田^(祐元)壱岐入道候者、可為本意候也、
謹言、

^(宝徳三年カ)
卯月三日 義脂在判
上杉右京亮殿

参考17 判門田壱岐入道宛長紹奉書案（上杉文書）

三浦武・林四ヶ村事、去年可被請取之由、御申候間、其分御心得之處、于今無謂御
左右御申候、為如何之次第候哉、就中此在所之事、自己前貴方御代官之段、無余儀
候処、年内又自^(足利義政) 公方^(義脂)様門跡へ御申之上者、誰人雖被望申事候、不可有相違之儀之
旨、仰出候、目出候、仍^(上杉憲忠) 御屋形様へ自門跡被進御書候、不日ニ被請取下地、其分
可有御披露候、將又一色伊予方不慮子細候之由、其聞候之間、殊更不可及是非候歟、

此等之段自私具可申之由、被仰出候、恐々謹言、

(宝徳三年力)
卯月三日 長紹在判
(祐元)
判門田老岐入道殿

23 畠山徳本奉書案（上杉文書）

野田弥三郎持保当知行之地事、同名右馬助持忠強入部云々、罪科太重、所詮不日退持忠、如元可被沙汰付持保之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳三年五月廿五日 (畠山持国)
沙弥在判
上杉右京亮殿

24 畠山徳本奉書案（上杉文書）

長沼淡路入道生空事、先度殘党等発向彼館、及合戦云々、罪科重疊者歟、早退彼輩、可被全生空所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳三年五月廿五日 (畠山持国)
沙弥在判
上杉右京亮殿

25 畠山徳本奉書案（上杉文書）

判門田老岐入道祐元申常陸国三村・羽梨等事、小田讚岐守押領間、去年被仰之处、不事行云々、太不可然、早退彼押妨、可被沙汰付祐元由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳三年五月廿五日 (畠山持国)
沙弥在判
上杉右京亮殿

26 畠山徳本奉書下知状案（上杉文書）

円覚寺宝亀庵并受勝軒領越後国中治田保与道悦知行武蔵国中野郷内堀内・下萩窪・泉村相伝旨、被聞食訖、不可有相違之由、所被仰下也、仍下知如件、

宝徳三年五月廿五日 (畠山持国)
沙弥在判
(宛所欠)

参考18 臼田河内入道宛奉行人奉書（臼田文書）

下総国豊田庄内笠間御台江被分進地事、任以前庵主様御判之旨、筑前左近蔵人相共蒞彼所、遂糺明、可被渡進下地於之由候也、仍執達如件、

宝徳三年七月廿九日 (豊泰)
治部少輔（花押）

(長尾実景)
前但馬守(花押)

臼田河内入道殿

27 畠山徳本奉書案(上杉文書)

鋏鑄物師等申商売職事、於都鄙之間至新業之族者、被制禁之處、動及商売云々、頗招其咎歟、所詮向後弥可停止野州・上州鍛冶・鑄物師等新業之旨、堅可被下知之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳三年八月十二日 (畠山持国) 沙弥
上杉右京亮殿

28 畠山徳本披露状(喜連川文書)

以長春院主被仰下候趣、致披露候、仍太刀一腰・御馬二疋〈黒印雀／黒印雀〉御悦喜之由被仰出候、御劍一腰被進之候、此旨可有御披露候、恐々謹言、

(享徳元年) 後八月廿七日 (畠山持国) 徳本(花押)
上杉右京亮殿

29 畠山徳本奉書案(上杉文書)

熊野那智山造宮料伊豆国段錢之事、先度被成御教書訖、早平均被懸沙汰、可被究済之由、所被仰下也、仍執達如件、

享徳元年十二月五日 (畠山持国) 沙弥
(上書方) 上杉右京亮殿 沙弥

30 畠山徳本披露状(喜連川文書)

御太刀一腰・御馬二疋〈黒／鴉毛〉御進覽之趣、披露仕候之處、御悦喜旨被仰出、則御劍一腰吉家・御鎧一領〈白糸／妻取〉被進候、此段可有御披露候、恐々謹言、

三月三日 (畠山持国) 徳本(花押)
上杉右京亮殿

* 本文書は畠山持国が管領段階のものであるため、ここに収録する。

31 細川勝元奉書(円覚寺文書)

正統院造宮料武蔵国棟別事、任先例可被致懸沙汰之由、所被仰下也、仍執達如件、

享徳二年十一月十四日 (細川勝元) 右京大夫(花押)

上杉右京亮殿

参考19 鏝阿寺宛大石重仲奉書寄進状（鏝阿寺文書）

下野国足利庄勸農郷内番匠給并奈山給等事、為天下安全御祈祷、奉寄附之状、依仰執達如件、

享徳三年五月一日

(大石)
前駿河守重仲（花押）

鏝阿寺

参考20 鶏足寺宛大石重仲奉書（鶏足寺文書）

下野国足利庄平石智光寺領山下郷内大田給田畠在家等事、任当知行之旨、不可有相違之状、依仰執達如件、

享徳三年五月廿八日

(大石)
前駿河守重仲（花押）

鶏足寺

32 土岐原修理亮宛書状（臼田文書）

臼田河内入道・同四郎左衛門尉・大越大炊助知行分等事、如元可被還付候、謹言、
三月廿四日 憲忠（花押2）

(景秀)
土岐原修理亮殿

*本文書以下は、年未詳文書のためここに収録する。

33 小野寺中務少輔宛書状（小野寺文書）

下野國中知行分所々事、依忠功有安堵御判事、可申沙汰候、恐々謹言、
七月十四日 憲忠（花押1）

小野寺中務少輔殿

34 芹沢土佐守宛書状（芹沢文書）

疵万病円三十粒到来候、喜入候、謹言、
八月晦日 憲忠（花押1）

芹沢土佐守殿

35 細川勝元奉書（醍醐寺文書）

篠村八幡宮領上総国梅佐古事、建武二年等持院殿御寄進状明鏡之上者、急可被付三
宝院御門跡代之由、被仰出候、恐々謹言、

「竜安寺 細川」(貼紙)

四月廿七日 ^(細川) 勝元 (花押)

上杉右京亮殿

*本文書および次号文書は、文安五年もしくは享徳二年～同三年のものである。

36 細川勝元披露状（喜連川文書）

御劍一腰〈黒鞘／目貫桐〉・御馬二疋〈雲雀 印雀目結／白栗毛 印雀目結〉慥到来
候畢、則披露仕候、仍御劍一腰吉平被進之候、目出候、以此旨可然可令披露給候、
恐惶謹言、

十二月廿一日 ^(細川) 右京大夫勝元 (花押)

謹上 上杉右京亮殿

参考21 大蔵坊宛長尾実景奉書（内山文書）

熊野・三島・伊豆・管根参詣道者、毎年百人五十疋事、関渡御免除之处、動及異儀
条不可然、所詮自異乱在所可致注進候、堅可有御成敗之由候也、恐々謹言、

十月二日 ^(長尾) 実景 (花押)

上州大蔵坊

参考22 長尾但馬守宛懷玉軒中佐披露状（黄梅院文書）

山崎宝積寺自方外和尚付属心翁和尚候間、小師看院处ニ彼在所沾脚于他門、逐電間、
心翁門中於京都堅被致其歎候、理運之段勿論候哉、然者如元門中へ被還付候様ニ、
^(上杉憲忠) 管領様へ御披露本望至極候、恐々謹言、

十二月九日 中佐 (花押)

^(実景) 長尾但馬守殿

花押 1



花押 2



○上杉顯定文書集補遺 2

参考15 平子牛法師宛力石右知奉書（平子文書）

頸城郡内杉一揆事、如前々被相触、奥口為御先勢走廻、可被励忠節之由候、恐々謹言、

奉

(永正六年) 十二月五日 (力石) 右知（花押）
平子牛法師殿

参考16 東大夫宛力石右知書状（三島神社文書）

(端裏書)
「関東官領御右筆」

当社御徳政事、以法例之義御落居、誠御本意之至目出存候、借物事御申、是又可止催促之段、被加御奉書候、同御判御文言ニも雖可有之候、自前々御文章事相定様ニ候間、不被載之候、少別儀不可有之候、為御心得啓候、恐々謹言、

三月廿四日 (力石) 藤原右知（花押）

謹上 東大夫殿

参考17 東大夫宛力石右知奉書（三島神社文書）

当社領三福郷事、為狩野庄六郷之潤色、狩野道一可被相拘様被申候哉、令披露候処、争可有其介、然者道一方へ可被仰届候、縦雖為六郷之内、社領事不可准自余之段御定候、以来分も此段可申届由被仰出候、恐々謹言、

力石

八月十日 右知（花押）

東大夫殿

*本文書は、花押形から永正元年以前のものと推定される。

○上杉憲政文書補遺

42 長尾六郎宛書状写（歴代古案十一）

初鮭到来、賞翫喜入候、委曲牧左近将監河申遣候、謹言、

（天文十七年）
九月十一日 憲当（花押 2）

（晴景）
長尾六郎殿